

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年4月まで
父から、「私が20歳になった時に、A市区町村において、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付は町内会（A市区町村B町）を通じて納付していた。」と聞いている。しかし、申立期間は未加入期間と記録されており納付できない。申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間後の昭和47年2月18日にC市区町村で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年2月18日以前の期間において、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間当時、A市区町村において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父が町内会（A市区町村B町）を通じ納付していたと供述しているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出される時点（昭和47年2月18日）までは、申立人は国民年金の被保険者でないことから、申立期間当時、申立人に対し国民年金保険料の納付通知書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父も既に故人となっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。